

土浦市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和5年5月18日

土浦市監査委員

藤 田 雪 絵





土教委発第 491 号

令和 5 年 5 月 9 日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿

土浦市教育長 入野 浩美

(担当課:スポーツ振興課)



令和 4 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について(通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果(指摘事項)	自動販売機に係る財産貸付の賃貸借料の納入が遅れたにもかかわらず、遅延損害金を徴していなかった。
講じた措置の内容	ご指摘いただいた遅延損害金については、適切に徴収いたしました。 次年度以降は、同様の事案が発生しないよう事業者への指導を徹底します。

